

議案第 1 1 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項ただし書中「申告」を「収入の申告」に、「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 入居者（法第 1 6 条第 4 項に規定する入居者に該当する者に限る。第 3 0 条第 2 項において同じ。）が前条第 1 項の規定による収入の申告をすること及び第 3 6 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、同条第 1 項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第 9 条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。

第 3 0 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「第 3 0 条第 2 項」を「第 3 0 条第 3 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 入居者が前条第1項の規定により収入超過者と認定された場合において、第13条第1項の規定による収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第14条第2項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第36条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

第33条第1項中「及び」の次に「第2項並びに」を、「第30条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第36条第1項中「第14条第1項」及び「第30条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める。

第39条中「第14条第1項」及び「第30条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公営住宅法の改正を踏まえ認知症である者等について収入を申告すること等が困難な事情にある場合における家賃の算定方法を定める必要があるほか、引用条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。